

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

| | | |
|--|-------------|---|
| ○要措置区域の一部の指定の解除 | （環境対策課） | 一 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （障害福祉課） | 二 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 | （同） | 二 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の廃止の届出 | （同） | 三 |
| ○保安林の指定施業要件の変更の予定 | （森林整備課） | 三 |
| ○都市計画の変更 | （都市計画課） | 四 |
| ○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（三件） | （教育庁高校教育課） | 四 |
| ○宮城県柴田農林高校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（二件） | （同） | 四 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | （仙台地方振興事務所） | 五 |
| ○土地改良区役員の就任及び退任の届出 | （北部地方振興事務所） | 五 |
| ○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 | （障害福祉課） | 六 |
| ○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 | （同） | 六 |
| ○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 | （同） | 七 |
| ○開発行為に関する工事の完了（二件） | （建築宅地課） | 七 |
| ○教育委員会 | | |
| ○教育委員会定例会の開催 | | 八 |
| ○選挙管理委員会 | | |
| ○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 | | 八 |

正 誤

- 宮城県公報平成二十四年号外第二号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一三三号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一四号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一五号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一六号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一七号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一八号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第一九号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二〇号中
- 宮城県公報平成二十四年号外第二六号中

九 九 九 九 九 九 九 八 八

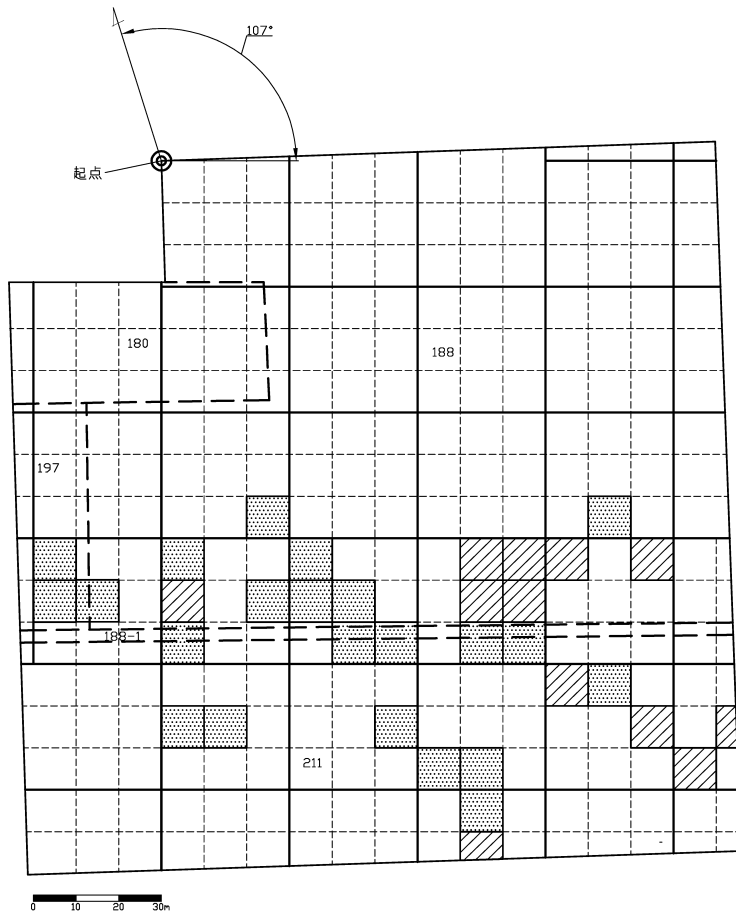
告 示

○宮城県告示第五百十四号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により指定した要措置区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する要措置区域
白石市田町二丁目百八十八番、百八十八番一、百九十七番及び二百一十一番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

- 要措置区域
- 指定を解除する区域
- 敷地境界
- 筆の境界線

＜起点＞
起点は、対象地の北端とする。

＜格子の回転角度＞ 107°
格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

○宮城県告示第五百十六号
障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|-------------------------------------|------------------------|------------------|----------------|
| ○四一〇五〇〇三二一 | 訪問介護ステーションからくわ 気仙沼市唐桑町石浜二番地三 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 社会福祉法人 福祉協議会 | 平成二十四年 五月一日 |
| ○四一〇七〇〇〇六六 | 有限会社東北福祉サービス 名取市大手町五丁目十二番五号 | 同行援護 | 有限会社東北福祉サービス | 平成二十四年 四月一日 |
| ○四一一一〇〇一七五 | 森川訪問介護サポーター事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 医療法人社団 森川内科医院 | 平成二十四年 五月一日 |
| ○四二二七〇〇四九四 | アミカ仙台富谷介護センター 黒川郡富谷町成田三丁目三十二番地十四 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社HC | 平成二十四年 五月一日 |
| ○四二二七〇〇五〇二 | ヘルパーステーション陽黒川郡富谷町東向陽台三丁目七番地五 | 居宅介護 同行援護 | 有限会社シー・キューブ | 平成二十四年 五月一日 |

二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼン
三 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし(土壌汚染対策法施行規則第八条第二項の規定による土壌の採取及び測定を実施した結果土壌汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)
○宮城県告示第五百十五号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十四年六月五日

| | | | | |
|------------|---|---------------|----------------------|----------------|
| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 廃止年月日 |
| 〇四一〇二〇〇一三三 | 石巻市社協ホームヘルパーセンター北上 石巻市北上町十三番 字吉浜二百六十六番 地 | 行動援護 | 社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会 | 平成二十四年 四月一日 |
| 〇四一〇二〇〇一四一 | 石巻市社協ホームヘルパーセンター河北 石巻市小船越字山畑 四百七十七番五十四 | 行動援護 | 社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会 | 平成二十四年 四月一日 |
| 〇四一〇二〇〇一五八 | 石巻市社協ホームヘルパーセンター河南 桃生 石巻市前谷地字黒沢 前三十五番地 | 行動援護 | 社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会 | 平成二十四年 四月一日 |
| 〇四一〇二〇〇一六六 | 石巻市社協ホームヘルパーセンター雄勝 石巻市雄勝町小島字 和田百二十三番地 | 行動援護 | 社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会 | 平成二十四年 四月一日 |
| 〇四一〇二〇〇一七四 | 石巻市社協ホームヘルパーセンターへ 石巻市中央二丁目四 番二十号 | 行動援護 | 社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会 | 平成二十四年 四月一日 |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第五百十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定相談支援事業
 業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示す
 る。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|------------|--------------------------------------|----------------------|------------------|
| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 設置者名 | 廃止年月日 |
| 〇四三一一〇〇〇一五 | 地域支援センターぱれっとさとのもり 岩沼市中央二丁目五番二十六号 | 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 | 平成二十四年 三月三十一日 |
| 〇四三二五〇〇三二三 | 地域相談支援センター「時や」 大崎市古川駅前大通二丁目五番十八号 | 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 | 平成二十四年 三月三十一日 |
| 〇四三三六〇〇〇一三 | 地域支援センターぱれっとさんのお 宮城県利府町森郷字蓮沼五十二番三 | 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 | 平成二十四年 三月三十一日 |

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|----------------------|------------------|
| 〇四三七〇〇〇三七 | 地域支援センターぱれっとよしおか 黒川郡大和町吉岡字南金谷下八番七号 | 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 | 平成二十四年 三月三十一日 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------|------------------|

〇宮城県告示第五百十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
 定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ
 た。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一
 - 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{（おんよう）}
 - 3 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐に係る伐採種は定めない。
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二
 - 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐に係る伐採種は定めない。
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、白石都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 白石都市計画道路

2 名称 三・五・九号白石沖西堀線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

白石市寺屋敷前、不澄ヶ池の各一部

2 廃止する部分

白石市寺屋敷前、不澄ヶ池の各一部

○宮城県告示第五百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

名取市増田一丁目十二番三十六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

名取市増田一丁目十二番三十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

大崎市古川新田字昭和三十七番地一

全国農業協同組合連合会宮城県本部

高橋畜産 代表 高橋 正紀

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物の大河原梅小町における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡大河原町南百四番地

大河原町商工会

二 委託期間

平成二十四年四月二日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月二日次のとおり委託した。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月二日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二十五号

仙台東土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年五月二十八日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年六月五日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

○宮城県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年六月五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

一 就任した者

| | | | |
|-------|----|-----|-----|
| 就任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
|-------|----|-----|-----|

二 退任した者

| | | | |
|--------------|--------|--------------------|----|
| 平成二十四年五月二十一日 | 後上 孝行 | 大崎市田尻字町二百三十五番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 佐藤 殖治 | 大崎市田尻大嶺字金田三十番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 氏家 敏 | 大崎市古川熊字長清百三十六番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 大柳 正彦 | 大崎市田尻沼部字百塚五十番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 大柳 武男 | 大崎市古川長岡針字山王十四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 細川 孝志 | 大崎市古川馬放字街道南北三十五番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 高山 正夫 | 大崎市田尻大沢字田部堂一四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 後藤 清夫 | 大崎市田尻沼部字十文字四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 永塚 健悦 | 大崎市古川小林字沢田二十八番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 鈴木 求 | 大崎市古川雨生沢字大谷川十番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 佐々木 重司 | 大崎市古川沢田字中門三十九番地一 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 木幡 莊一 | 大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 今野 建司 | 遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 佐藤 勝 | 大崎市古川小野字窪九番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 石川 忠勝 | 遠田郡美里町南高城字屋敷三番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 後上 孝行 | 大崎市田尻字町二百三十五番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 佐藤 殖治 | 大崎市田尻大嶺字金田三十番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十二日 | 氏家 敏 | 大崎市古川熊字長清百三十六番地 | 理事 |

| | | | |
|--------------|--------|--------------------|----|
| 平成二十四年五月二十一日 | 石川 忠勝 | 遠田郡美里町南高城字屋敷三番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 佐藤 勝 | 大崎市古川小野字窪九番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 今野 建司 | 遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 木幡 莊一 | 大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 佐々木 重司 | 大崎市古川沢田字中門三十九番地一 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 鈴木 求 | 大崎市古川雨生沢字大谷川十番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 永塚 健悦 | 大崎市古川小林字沢田二十八番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 後藤 清夫 | 大崎市田尻沼部字十文字四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 高山 正夫 | 大崎市田尻大沢字田部堂一四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 石川 武男 | 大崎市古川狐塚字押堀四番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 大柳 浪夫 | 大崎市古川長岡針字要害二十二番地 | 理事 |
| 平成二十四年五月二十一日 | 高橋 正宜 | 大崎市田尻沼部字寺川戸十四番地一 | 理事 |

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|------------|----------------|------------|
| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
| サミー薬局りんくう店 | 名取市杜せきのした五・六・九 | 平成二十三年八月一日 |

二 指定訪問看護事業者等

| | | |
|------------------------|---------------------------------------|-------------|
| みなと薬局 | 気仙沼市古町三・二・四十六 | 平成二十三年八月一日 |
| 伊新薬局 | 登米市登米町寺池三日町二十九 | 平成二十三年十月一日 |
| 新城調剤薬局 | 気仙沼市東新城一・六・十四 | 平成二十三年十一月一日 |
| ししおり調剤薬局 | 気仙沼市東八幡前二百七十・一 | 平成二十三年十一月一日 |
| 社団法人宮城県薬剤師会 会曾志津川薬局 | 本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六・七 | 平成二十三年十二月一日 |
| つくし薬局 | 石巻市大橋三・二・十五 | 平成二十四年二月一日 |
| みづら調剤薬局錦町店 | 塩竈市錦町五・三十一 | 平成二十四年二月一日 |
| あけぼの薬局古川店 | 大崎市古川台町四・三十五 | 平成二十四年二月一日 |
| 薬局みらい号 | 石巻市蛇田字東道下石巻市蛇田北部土地 区画整理組合保留地十街区一画地 | 平成二十四年三月一日 |
| 石巻医薬品センター薬局 | 石巻市水明北二・一・二十四 | 平成二十四年三月一日 |
| こさか調剤薬局 | 本吉郡南三陸町志津川字沼田百五十・百 四十五 | 平成二十四年三月一日 |
| アクト調剤薬局 | 塩竈市藤倉二・十六・三十一 | 平成二十四年四月一日 |
| 有限会社イシン薬局 | 大崎市岩出山字下川原町七十三 | 平成二十四年五月一日 |

| | | |
|--------------|-----------------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
| 加美訪問看護ステーション | 加美郡加美町字南町百八十一・一 | 平成二十三年十一月一日 |
| 名取訪問看護ステーション | 名取市手倉田字山二百八・一 | 平成二十四年一月一日 |

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年六月五日

一 病院・診療所

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 名称 | 所在地 | |
| 大崎市民病院岩出山分院 | 大崎市民病院岩出山分院 | クストレスケア・クリニック エアリ | クストレスケア・クリニック | 小松クリニック | 小松クリニック | 医療法人海邦会鹿島メンタルクリニック | 医療法人海邦会鹿島メンタルクリニック | 赤坂クリニック | 赤坂クリニック | 医療法人海邦会鹿島記念病院 | 医療法人海邦会鹿島記念病院 | 赤坂病院 | 赤坂病院 | 石巻市広瀬字長山百番地 |
| 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 | 大崎市民病院岩出山下川原町八十四・二十九 |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 薬局

| | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 名称 | 所在地 |
| あけぼの調剤薬局 | あけぼの調剤薬局 | トミザワ薬局駅前店 | トミザワ薬局駅前店 | 調剤薬局駅前店 | 調剤薬局駅前店 |
| 大崎市上余田字吉原七 | 大崎市上余田字吉原七 | 大崎市上余田字吉原七 | 大崎市上余田字吉原七 | 大崎市上余田字吉原七 | 大崎市上余田字吉原七 |

変更後 クオール薬局名取店

変更前 坂の下薬局

変更後 クオール薬局気仙沼坂の下店

変更前 クオール薬局気仙沼坂の下店

変更後 ネクサス薬局しおがま店

変更前 ネクサス薬局しおがま店

変更後 岩出山薬局

変更前 岩出山薬局

変更後 クオール薬局岩出山店

変更前 クオール薬局岩出山店

変更後 アート調剤薬局

変更前 アート調剤薬局

気仙沼市田中前一・一・十一

塩竈市本町三・十九

塩竈市本町七十八・一

大崎市岩出山字浦小路四十五・六

大崎市岩出山下川原町百六・五

塩竈市東玉川町二・二十五

塩竈市東玉川町二・十三

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関から指定を辞退する旨の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|------------|-----------------|------------|
| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
| ウジエ調剤薬局古川店 | 大崎市古川字本鹿島百四十六・四 | 平成二十四年五月一日 |

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 塩竈市野田六十九番三並びに六十九番一及び七十七番十の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市青葉区花京院一丁目一番五号
有限会社インテム

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年六月五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町遠山五丁目二十七番九並びに二十五番一、四十一番二十三及び十二番九の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市青葉区芋沢字青野木五百八十一番一
社会福祉法人自生会

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年六月五日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一 日 時 平成二十四年六月十三日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 第三百二十七回宮城県議会議案に対する意見について

2 職員的人事について

3 宮城県産業教育審議会委員の人事について

4 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

5 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二・二二一・三六一一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十二号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

青野木生活センター、西川前集会所、野中生活改善センター、長町地区集会所、陣ヶ原集会所、上ノ原集会所の項を削る。

正 誤

○宮城県公報平成二十四年号外第二号(平成二十四年一月三十一日付)中

ページ 上 段 行

六

正

張

「(3) 申請人が法人である場合
においては、申請人の登記
事項証明書、定款又は寄附
行為の写し及び印鑑登録証
明書

「(4) 申請人が法人である場合
においては、申請人の登記
事項証明書、定款又は寄附
行為の写し及び印鑑登録証
明書

(4) 暴力団等に該当しない旨
の誓約書

(5) 暴力団等に該当しない旨
の誓約書

○宮城県公報平成二十四年号外第一三三号(平成二十四年三月三十日付)中

ページ 上 段 行

後ろか
ら二三

正

張

宮城県規則第三十二号

宮城県規則第三十三号

